

第 8 号議案

新南小学校 PTA 規約

【第 1 章 名称】

第1条 本会の名称は、新南小学校 P T A とよび、事務所を新南小学校に置く。
事務所長は、P T A 会長がこれを兼ねる

【第 2 章 目的】

第 2 条 本会の目的は、学校と会員が一体となり、相互に教養の向上を図り、児童福祉の増進及び教育の向上のため、積極的に協力する。

【第 3 章 方針】

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の方針のもとに運営する。

- 1 学校と家庭との関係を一層密にし、児童の生活環境を豊かな楽しいものにする。
- 2 各種の事業により、会員相互の研鑽をし、児童と共に教養の向上に努める。
- 3 本会の目的を達成するために、本部役員を中心に活動を図る。
- 4 会員が PTA 活動に自主的、積極的に参加しやすい環境をつくるために、一部の PTA 活動（行事）についてボランティアを募り運営する。

【第 4 章 会員及び団体】

第 4 条 本会の会員は、新南小学校に在籍する児童の保護者及び職員とし、第 2 章の意義に賛同する者で構成する任意団体である。

【第 5 章 会計】

第 5 条 本会の経費は、会費・事業収入・寄附金・その他の収入をもってあてる。
第 6 条 会費は、申し込み口数に準じて月額徴収とし、その金額は総会において決する。
第 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

【第 6 章 役員】

第 8 条 本会に会長一名、副会長若干名、書記若干名、会計二名及び会計監査三名を置く。（以下役員と称す）

変更案



本会に会長一名、会計一名及び会計監査二名を置き、以下役員と称す。

第 9 条 役員の選任は、毎年 4 月総会において行う。任期中に欠員を生じた場合は補充を行うことがある。

第 10 条 役員の任期は、1 年とする。但し、再任は妨げない。任期途中で改選された者の任期は、残余期間とする。

第 11 条 役員の任務

- 1 会長は、本会を総括し、総会・役員会の議長をするか又は、指名すると共に本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長に代わる。
- 3 書記は、会合について通知すると共に、本会の議事を記録し保存する。
- 4 会計は、本会の収入・支出、予算案及び決算の収益に関する事項を取り扱い、監査を受ける。
- 5 会計監査は、本会のすべての会計について、年度末に監査を行う。

変更案



2 役員は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長に代わる。

3 役員は、会合について通知すると共に本会の議事を記録し保存する。

第 12 条 役員会は、会長が招集し、本会業務の企画及び運営をする。

【第 8 章 総会】

第 13 条 本会の定期総会は、毎年 4 月に開かれ、次の事項を決する。

- 1 役員の選任
- 2 諸規約の改廃に関する事項
- 3 予算・決算に関する事項
- 4 年度計画の審議
- 5 その他

第 14 条 総会は会員の過半数以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。

第 15 条 役員が必要と認めた場合は書面にて総会を行うことができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上の要求があり、本部役員が必要と認めた場合、会長がこれを招集することができる。

第 16 条 学級会は、会長並びに校長の同意を得て、担任が随時招集することができる。

【第 9 章 役員選考】

第 17 条 新南小学校 P T A 役員の選考は、P T A 役員、学校職員から互選による選考委員を選出する

第 18 条 選考委員は、毎年 4 月総会までに選考委員会を開いて、新役員予定者を選出する。

第 19 条 選考委員は、新役員予定者を 4 月の定期総会において推薦し、規約に沿って役員を決定する。

【附則】

第 20 条 慶弔規定。 本会の慶弔規定は、別に定める。

第 21 条 本会の業務執行に関して、本規約に定めなき事項は常任委員会の議決により、別に定める。

規約の見直し

平成 4 年 4 月	一部改正
平成 9 年 4 月	一部改正
平成 10 年 4 月	一部改正
平成 15 年 4 月	一部改正
平成 19 年 4 月	一部改正
平成 20 年 4 月	一部改正
平成 26 年 2 月	一部改正
平成 28 年 4 月	一部改正
平成 29 年 4 月	一部改正
令和 4 年 4 月	一部改正
令和 5 年 4 月	一部改正